

愛荘町地域防災計画

(原子力災害対策編)

(修正素案)

赤 (二重下線)	: 法改正、国の防災基本計画、指針、ガイドライン、マニュアル、その他関連計画等により修正した箇所
青 (下線)	: 県の地域防災計画、指針、その他関連計画等により修正した箇所
緑 (破線下線)	: 町の自然・社会状況の変化、組織体制、条例制定・改正、その他関連計画等により修正した箇所
三重取り消し線	: 削除する箇所
※モノクロ印刷でも判断できるよう、線種で区分	

平成 30 年 3 月作成

~~令和 7 年 1 月改訂~~

令和 8 年 3 月改訂

愛荘町防災会議

■過去の改訂状況

令和元年 12 月改訂

令和 6 年 1 月改訂

令和 7 年 1 月改訂

－ 愛荘町地域防災計画 原子力災害対策編 目次 －

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 愛荘町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2 愛荘町地域防災計画各編との整合性	1
第3 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	2
第1 滋賀県の地域特性等	2
第3 予測される影響等	8
第6節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域	9
第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）	10
第1 基本的な考え方	10
第2 具体的な基準	11
第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の対応	11
第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	11
第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	18
第2章 原子力災害事前対策	19
第1節 基本方針	19
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	19
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
第1 情報の収集・連絡体制の整備	19
第2 情報の分析整理	21
第3 通信手段の確保	21
第4節 緊急事態応急体制の整備	21
第1 警戒態勢をとるために必要な体制	21
第2 長期化に備えた動員体制の整備	22
第3 防災関係機関相互の連携体制	22
第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊	22
第5 自衛隊との連携体制	22
第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化	23
第7 モニタリング体制等	23
第8 複合災害に備えた体制の整備	23
第9 人材および防災資機材の確保等に係る連携	23
第5節 避難収容活動体制の整備	23

第1 避難計画の作成.....	23
第2 指定避難所等の整備.....	24
第3 避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備.....	24
第4 学校等施設における避難計画の整備.....	25
第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備.....	25
第6 住民等の避難状況の確認体制の整備.....	25
第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備.....	25
第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	26
第9 避難場所・避難方法等の周知.....	26
第6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	26
第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備.....	26
第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行なった場合の住民への供給体制の確保.....	26
第7 節 緊急輸送活動体制の整備.....	26
第1 専門家の移送体制の整備.....	26
第2 緊急輸送路の確保体制等の整備.....	26
第3 民間事業者等に対する周知.....	26
第8 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備.....	27
第1 救助・救急活動用資機材の整備.....	27
第2 救助・救急機能の強化.....	27
第3 原子力災害医療活動体制等の整備.....	27
第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備.....	27
第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	27
第6 物資の備蓄、調達、供給活動.....	27
第9 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	27
第10 節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有.....	28
第11 節 行政機関の業務継続計画の策定.....	29
第12 節 防災業務関係者の人材育成.....	29
第13 節 防災訓練等の実施.....	29
第1 計画の方針.....	30
第2 防災訓練の計画策定および協力.....	30
第3 総合的な防災訓練への参加.....	30
第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価.....	30
第5 防災訓練に関する普及啓発.....	31
第14 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	31
第15 節 災害復旧への備え.....	31
第3章 緊急事態応急対策.....	32
第1 節 基本方針.....	32
第2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保.....	32
第1 計画の方針.....	32

第2	施設敷地緊急事態等発生情報等の収集	32
第3	応急対策活動情報等の連絡等	34
第5	一般回線が使用できない場合の対処	36
第6	放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	36
第7	地震発生時の連絡等	36
第3節	活動体制の確立	37
第2	応援要請および職員の派遣要請等	41
第3	自衛隊の派遣要請等	41
第4	原子力被災者生活支援チームとの連携	41
第5	原子力事業者との連携	41
第6	防災業務関係者の安全確保	42
第4節	住民等への的確な情報伝達・相談活動	42
第1	住民等への情報伝達活動	42
第2	住民等からの問い合わせに対する対応	43
第5節	避難、屋内退避等の防護措置	43
第1	計画の方針	43
第2	防護措置基準	44
第3	屋内退避の防護措置の実施	46
第5	避難等及び一時移転の防護措置の実施	46
第6	広域一時滞在	48
第7	避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	48
第8	安定ヨウ素剤の予防服用	48
第9	甲状腺被ばく線量モニタリング	48
第10	要配慮者への配慮	49
第11	学校等施設における避難措置	49
第12	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	49
第13	警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置	49
第14	飲食物、生活必需品等の供給	49
第15	放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応	50
第6節	緊急輸送活動	51
第1	緊急輸送活動	51
第2	緊急輸送のための交通確保	51
第7節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	51
第8節	救助・救急および医療活動	51
第1	救助・救急および消火活動	51
第2	原子力災害医療措置	52
第9節	治安の確保および火災の予防	52
第10節	避難住民の受入れおよび自発的支援の受入れ等	52
第1	避難住民の受入れ	52

第2節 ボランティアの受入れ.....	53
第3節 国民等からの義援物資、義援金の受入れ.....	53
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	53
第4章 原子力災害中長期対策.....	54
第1節 基本方針	54
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	54
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	54
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	54
第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	54
第6節 影響調査の実施等	54
第1節 災害地域住民の記録.....	54
第2節 災害対策措置状況等の記録.....	55
第7節 被災者等の生活再建等の支援	55
第8節 風評被害等の影響の軽減	55
第9節 心身の健康相談体制の整備	55

第1章 総則

第1節 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、住民等の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。
- 2 1に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第2節 計画の性格

第1 愛荘町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、愛荘町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県地域防災計画（原子力災害対策編）と整合をとり作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

なお、本計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

第2 愛荘町地域防災計画各編との整合性

この計画は、「愛荘町地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「愛荘町地域防災計画（一般対策編）」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画および県の地域防災計画の修正や、原子力災害対策指針の改定が行われた場合、地域防災計画または町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、原子力災害対策の基本となる計画であり、愛荘町防災会議は、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図る。また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、県が実施した、以下の災害想定に基づくものとする。

第1 滋賀県の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、愛荘町から最も近い関西電力㈱の美浜発電所までの直線距離は約64kmの位置関係にある。次いで、大飯発電所、敦賀発電所、高浜発電所までの距離は、それぞれ約66km、約67km、約75kmとなっている。（いずれも愛知川本庁舎から原子力施設までの距離）

2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、平均風速は、平年値（1991～2020年）で4.1m/s程度である。

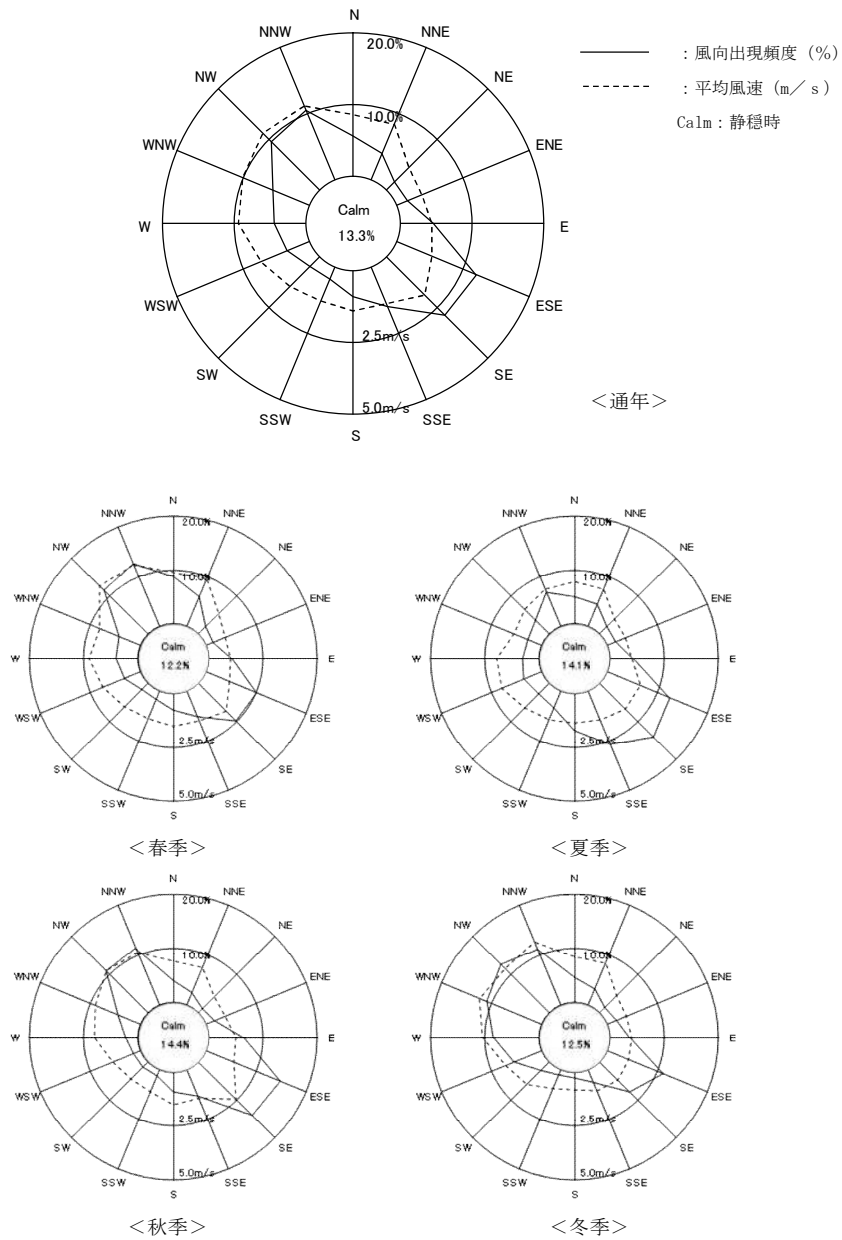
福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2023年12月、今津および長浜1978年11月～2023年12月）

愛荘町に近い気象観測所であるアメダス東近江における気象の状況を示した風配図は次のとおりである。

コメントの追加 [A1]: 251014 メールによる修正

東近江観測局は、年間を通して北西～北北西からまたは東南東～南東からの風が卓越している。発電所が立地する方向である北西寄りの風は、夏季には出現頻度が低くなり、春季および冬季は最も卓越した風向であるといえる。



アメダス東近江観測局における気象の状況（2011年）

■ 計画の対象となる原子力施設（1/4）

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電㈱		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
設置番号	1号炉	2号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	55.7万kW	71.4万kW
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	16.5万kW	28.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	濃縮ウラン燃料 燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約52トン	約89トン	—	約23.4トン
本格運転 開始年月日	S45.3.14 H27.4.27 運転終了	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成30年3月28日に 廃止措置計画認可

■ 計画の対象となる原子力施設（2/4）

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力㈱		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約40トン	約48トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28 H27.4.27運転終了	S47.7.25 H27.4.27運転終了	S51.12.1

■ 計画の対象となる原子力施設 (3/4)

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力㈱			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

■ 計画の対象となる原子力施設 (4/4)

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力㈱			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244. 0万kW	244. 0万kW	266. 0万kW	266. 0万kW
電気出力	82. 6万kW	82. 6万kW	87. 0万kW	87. 0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラ ン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラ ン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

第2 前提となる事態の想定等

- 1 東京電力㈱福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を決定するため、平成 23 年度に実施した放射性物質の拡散予測における想定は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とした。

なお、事故による放射性物質の放出形態は様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会（旧原子力安全委員会）が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

①キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機および 3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で 3.4×10^{18} Bq（ベクレル）、2 号機で 3.5×10^{18} Bq、3 号機で 4.4×10^{18} Bq と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い 3 号機の 4.4×10^{18} Bq を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

②ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で 1.0×10^{16} Bq/h（ベクレル/時）の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 2×10^{15} Bq/h 程度の放出、13 時から 17 時まで 4×10^{15} Bq/h 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bq が 6 時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力㈱美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73m とする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所については小浜のアメダスデータを

基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい（～1m/s）日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6) にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第 3 予測される影響等

- 1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZ の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 5 km、UPZ 区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 30 kmとされている。

- 2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行なった結果は以下のとおりであった。

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv（ミリシーベルト）を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から 43 kmとなった。一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency（以下「IAEA」という。）が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、16 市町におよび最大距離は敦賀発電所から 79 kmとなった。

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から 42 kmとなった。一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、18 市町におよび最大距離は美浜発電所から 89 kmとなった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

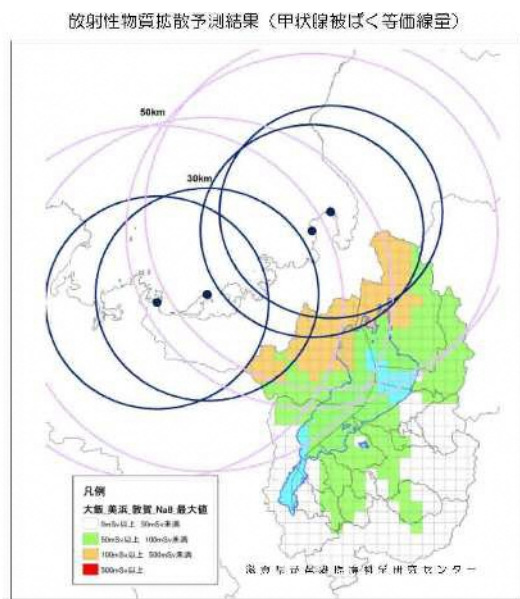
大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から 32 kmとなった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、

高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から 63 km となった。

(4) 関西電力㈱高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となる地域はない。また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）もない。



このことから日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所での東京電力㈱福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

愛荘町では、4 箇所の発電所のうち、関西電力㈱美浜発電所からの影響が最大であると考えられ、甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測された。これは、防災指針で掲げられている「屋内退避および避難等に関する指標」によると、少なくとも住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

第 6 節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域

県は、原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なるこ

とから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る「原子力災害対策重点区域」の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や県が独自に行なった放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市を高島市と長浜市とした。（以下「関係周辺市」という。）

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記のUPZ以外の地域に影響がおよびまたは及ぶおそれのある場合は、上記UPZで行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずるものとする。

第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）

第1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等では、「情報収集事態」が定められている。

1 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会および内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室および原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体およびUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

2 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

3 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事

コメントの追加 [A2]: 記載の有無について。無くても問題は無い。

県計画（原子力編）p8～p10

情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態については、後に名称が出てくるため、これらの内容説明が必要と判断し記載した。

放射性物質が拡散する前の段階での対応

⇒このまま記載※251023 打合せ

象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

4 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避または最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。

第2 具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

第78節 放射性物質が環境へ放出された場合の対応

- 1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第89節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力災害対策に関し、町、東近江消防本部、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

1 愛荘町

- （1）愛荘町防災会議に関する事務

- (2) 原子力災害対策に関する組織の整備
- (3) 原子力災害対策に関する知識の普及・啓発および情報共有
- (4) 原子力災害対策に関する教育・訓練
- (5) 通信・連絡網の整備
- (6) 原子力災害対策に関する機器および諸設備の整備
- (7) 環境条件の把握
- (8) 災害状況の把握および伝達
- (9) 災害対策本部等に関する事務
- (10) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (11) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (12) 広報
- (13) 退避および避難に関する計画に関すること
- (14) 住民の退避・避難、立入制限、救助等
- (15) 緊急時医療措置に関する事務
- (16) 飲食物等の摂取制限等
- (17) 緊急輸送および必要物資の調達
- (18) 飲食物および生活必需品の供給
- (19) 職員の被ばく管理
- (20) 災害救助法の要請
- (21) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (22) 広域応援の要請および受入れ
- (23) ボランティアの受入れ
- (24) 汚染の除去等
- (25) 各種制限措置の解除
- (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (27) 風評被害等の影響の軽減
- (28) 住民相談体制の整備
- (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (30) 心身の健康相談体制の整備
- (31) 県の行う原子力災害対策に対する協力（関係周辺市の応援、避難誘導の援助、広域避難所の開設、広報等）

2 東近江消防本部

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集および町・県等との初動の連絡調整
- (2) 消防対策本部等の設置
- (3) 住民の避難誘導・救助等
- (4) 救急搬送に関すること
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と汚染防護

- (8) 緊急消防援助隊の受入に関する事
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害対策・防護資機材の調達・整備に関する事

3 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
- (5) 原子力災害対策に関する組織の整備
- (6) 原子力災害対策に関する知識の普及および情報共有
- (7) 原子力災害対策に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力災害対策に関する機器および諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握および伝達
- (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等
- (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送および必要物資の調達
- (20) 飲食物および生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (25) 広域応援の要請および受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力災害対策に関する助言および協力

(36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等

4 滋賀県警察（東近江警察署）

- (1) 初動体制の確立
- (2) 関係機関との協力体制の確立
- (3) 非常時に活用できる通信体制の確立
- (4) 情報管理機能の強化
- (5) 関係機関との連絡体制の整備
- (6) 情報収集・連絡体制の整備
- (7) 避難住民の誘導
- (8) 広域交通管理体制の整備
- (9) 交通情報の提供体制の整備
- (10) 緊急通行車両に係る確認手続きの整備
- (11) 装備資機材の整備
- (12) 警察施設等の整備および維持管理
- (13) 共同訓練等の実施
- (14) 職員に対する原子力防災に関する安全教育・啓発活動
- (15) 警備体制の確立
- (16) 県および市町との連携
- (17) 情報収集活動
- (18) 避難指示等に係る措置
- (19) 住民の避難誘導および救助
- (20) 県の区域を越える避難への対応
- (21) 被災者の捜索および救出
- (22) 警戒区域等における立入制限措置
- (23) 職員の被ばく管理
- (24) 通信手段の確保
- (25) 交通規制の実施と周知
- (26) 緊急交通路確保のための措置
- (27) 避難や退避区域の犯罪予防
- (28) 被災住民等の安全安心の確保

5 安全規制担当省庁

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力規制委員会 原子力規制庁

（敦賀原子力規制事務所、美浜原子力規制事務所、大飯原子力規制事務所、高浜原子力規制事務所、福井地方放射線モニタリング対策官事務所、大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所）

- (1) 地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力災害対策の企画、実施に関する指導・助言
- (2) 施設敷地緊急事態および全面緊急事態にかかる情報の連絡

- (3) 緊急時モニタリングの企画、実施に関する情報の共有と連携

6 指定地方行政機関

- (1) 近畿管区警察局
 - ア 管区内府県警察の指導、調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集および連絡
 - オ 警察通信の運用
- (2) 近畿財務局（大津財務事務所）
 - ア 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融通
 - イ 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 原子力災害に関する財政金融状況の調査
 - エ 国有財産の無償貸付
- (3) 近畿厚生局
 - ア 救援等に係る情報の収集および提供
- (4) 近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官室
 - ア 原子力災害時における応急用食料品の供給支援
 - イ 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
- (5) 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）
 - ア 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
- (6) 近畿経済産業局
 - ア 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等
 - イ 被災産業調査・分析・支援
 - ウ 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
- (7) 近畿運輸局（滋賀運輸支局）
 - ア 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請
 - イ 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請
 - ウ 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達
 - エ 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
 - オ 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請
 - カ 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
- (8) 大阪管区气象台（彦根地方气象台）
 - ア 気象状況の監視
 - イ 気象に関する資料・情報の提供
- (9) 近畿総合通信局
 - ア 原子力災害時における重要通信の確保
 - イ 電波および有線電気通信の監理
 - ウ 非常通信協議会の育成・指導
 - エ 非常通信訓練の計画およびその実施指導

オ 非常通信協議会の育成・指導

- オ~~カ~~ 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- カ~~キ~~ 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- キ~~ク~~ 情報伝達手段の多様化・多重化

(10) 滋賀労働局

- ア 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償

(11) 近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所、**大戸川ダム工事事務所**）

- ア 一般国道（指定区間）の管理
- イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ウ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること
- エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

(12) 近畿地方環境事務所

- ア 環境監視体制の支援に関すること
- イ 災害廃棄物の処理対策に関すること
- ウ 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
- エ 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

7 自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）

- (1) 災害派遣要請に対する調整
- (2) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣
- (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

8 指定公共機関

- (1) 東海旅客鉄道㈱（東海鉄道事業本部・関西支社）、西日本旅客鉄道㈱（京都**京滋**支社）

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

- (2) 西日本電信電話**NTT西日本**㈱（滋賀支店）

- ア 原子力災害時における有線通信の確保

- (3) 日本赤十字社（滋賀県支部）

- ア 医療救護

イ こころのケア

- イ~~ロ~~ 救援物資の備蓄および配分

- ロ~~ハ~~ 災害時の血液製剤の供給

- ハ~~ニ~~ 義援金の受付および配分

- ニ~~ホ~~ その他災害救護に必要な業務

キ ア～カの救護業務に関連し、次の業務を実施

・復旧・復興に関する業務

・防災・減災に関する業務

- (4) 日本放送協会（大津放送局）

- ア 原子力災害対策に関する知識の普及の協力

- イ 原子力災害時における広報

- ウ 災害情報および各種指示等の伝達

コメントの追加 [A3]: 上記ウと重複

コメントの追加 [A4]: 県計画新旧 p3

コメントの追加 [A5]: R7. 7. 1 社名変更

コメントの追加 [A6]: 県計画（原子力編）p15 中段

- (5) 西日本高速道路(株) (関西支社)、中日本高速道路(株) (名古屋支社、金沢支社)
 - ア 原子力災害時における道路交通の確保等
- (6) 日本通運(株) (大津支店)
 - ア 災害対策用物資の輸送
- (7) 関西電力(株)、日本原子力発電(株) (敦賀発電所)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 (高速増殖~~原型炉~~もんじゅ、~~原子炉廃止措置研究開発センター~~~~新型転換炉原型炉ふげん~~)
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成および修正
 - イ 原子力災害対策体制の整備および原子力災害対策組織の運営
 - ウ 放射線測定設備および原子力災害対策資機材の整備
 - エ 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検
 - オ 原子力災害対策教育および原子力災害対策訓練の実施
 - カ 関係機関との連携
 - キ 緊急時における通報および報告
 - ク 緊急時における応急措置
 - ケ 緊急事態応急対策
 - コ 原子力災害事後対策の実施
 - サ その他、県および関係周辺市が実施する原子力災害対策への積極的な協力

9 指定地方公共機関

- (1) 近江鉄道(株)
 - ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
- (2) 一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会
 - ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
- (3) 一般社団法人滋賀県医師会
 - ア 原子力災害時における医療救護活動の実施
- (4) 公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会
 - ~~ア 災害時における医療救護の実施~~
 - イ 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
 - ウ 原子力災害時における医薬品等の供給管理
- (5) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動の支援
 - イ 要配慮者 (高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。)の避難支援への協力
- (6) (株)京都放送、びわ湖放送(株)
 - ア 原子力災害対策に関する知識の普及の協力
 - イ 原子力災害時における広報
 - ウ 災害情報および各種指示等の伝達
- (7) 一般社団法人滋賀県エルピーガス協会
 - ア 原子力災害時における施設の整備、防災管理
 - イ 原子力災害時における LP ガス供給と保安の確保

コメントの追加 [A7]: 県計画 (原子力編) p15 下段

コメントの追加 [A8]: 県計画 (原子力編) p16 上段

コメントの追加 [A9]: 県計画 (原子力編) p16 中段

第9.10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、町は県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

1 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

町は、重大な事故が発生した場合、県、国、原子力事業者からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の県からの情報を迅速に把握し、関係周辺市やその他の町を通して住民に的確に伝達するよう努める。

2 環境放射線モニタリングの情報提供

県は、環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

3 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県が実施する広報番組や出前講座を活用する。
- (2) 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供に努める。
- (3) 学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努める。

4 防災業務関係者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関および県等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や原子力災害医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。

5 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ確実に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

6 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、県などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

コメントの追加 [A10]: 県が主語であったときの文言が残っているので削除

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 町は、平常時から県、関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう努めるものとする。また、民間事業者にも委託可能な災害対策に係る業務（支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 町は、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

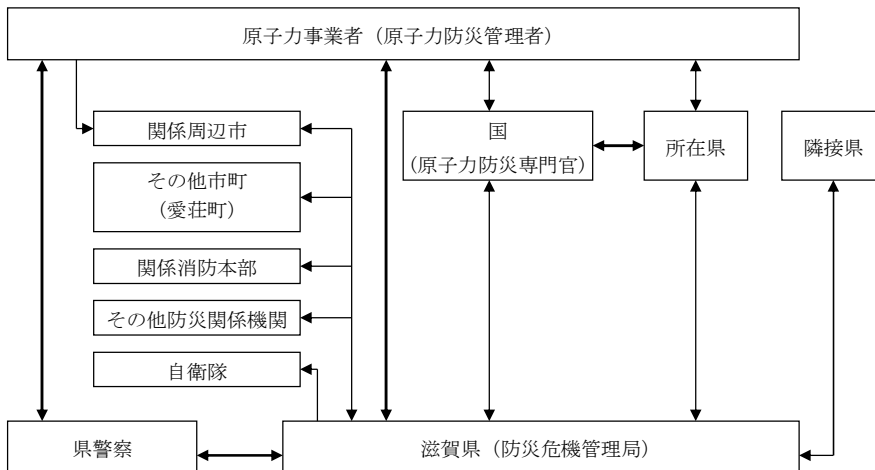
第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- (1) 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）



2 情報収集・連絡要員の指定

町は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

3 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

4 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 移动通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移动通信警察無線、アマチュア無線等による移动通信系の活用体制の整備を図る。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築を図る。

7 障害^がい者の防災情報取得等に関する施策の推進

町は、障害^がい者の種類および程度に応じて障害^がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

町は、障害^がい者の種類および程度に応じて障害^がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅

コメントの追加 [A11]: 他編との整合性

速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保および専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制を整備する。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、県と連携して、情報のデータベース化等の推進に努める。

3 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

町は、県と協力して、応急対策の的確な実施に当たり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第3 通信手段の確保

町は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

第4節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制

1 応急活動のための必要な体制

町は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。

2 職員参集体制の整備

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

3 職員配備体制等の整備

町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 警戒配備体制等の整備

町は、県から情報収集事態の発生を認知したことの連絡を受けた場合、または原子力規制委員会から「情報収集事態」が発生したことの連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

(2) 災害警戒本部体制等の整備

町は、県から警戒事態が発生したことの連絡を受けた場合、または町長が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに町長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。

(3) 災害対策本部体制の整備

町は、県から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けた場合、または内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意志決定については、判断の遅滞が生じないよう、意志決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第2 長期化に備えた動員体制の整備

町は、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第3 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備を推進する。

第5 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第7 モニタリング体制等

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、国（原子力規制委員会および関係省庁）、関係周辺道府県（PAZを含む道府県およびUPZを含む道府県をいう。）、原子力事業者および関係指定公共機関等が実施するものとされている。

町は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第8 複合災害に備えた体制の整備

町は県と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第9 人材および防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、県、国、指定公共機関および原子力事業者と相互の連携を図る。

コメントの追加 [A12]: 防災基本計画 p268

第5節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

町は、県の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画を作成する。

第2 指定避難所等の整備

1 指定避難所等の整備

町は、県等と連携し、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者等に十分配慮する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備する。また、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両（福祉車両含む）等の確保に努める。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

町は、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

4 応急仮設住宅等の整備

町は、県、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

5 救助に関する施設等の整備

町は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立ならびに労務、施設、設備、物資等の整備に努める。

6 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

7 他自治体等からの受援計画の整備

町は、原子力災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

8 物資の備蓄に係る整備

町は、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

第3 避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 町は、県の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者、傷病者、入院患者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

（1）避難行動要支援者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、

自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報を把握し、関係者との共有を推進する。

- (2) 避難行動要支援者等および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
- (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。
- (4) 避難行動要支援者避難支援計画等の適切な改定と、個別避難計画を整備するの作成を推進する。その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。

- 2 医療機関の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における指定避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- 3 社会福祉施設の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めておく。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町および県と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避または避難のための立ち退きの指示等を行なった場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は県の支援の下、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを

コメントの追加 [A13]: 県計画（原子力編）p30 中段

コメントの追加 [A14]: 251014 メールによる修正

容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定する。

第9 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、県、国および原子力事業者と連携の上、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

町は、県、国および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道水の摂取制限に関する体制についてもあらかじめ定めておく。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行なった場合の住民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行なった場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

また、水道水の摂取制限を行なった場合は、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画など供給体制をあらかじめ定めておく。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置き整備する。

第3 民間事業者等に対する周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両として、災害発生より前において、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも緊急通行車両の事前の確認を積極的に申し出るなど、その普及を図る。

コメントの追加 [A15]: 県計画（原子力編）p34 中段

第8節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備がなされるよう東近江消防本部との連携を図る。

第2 救助・救急機能の強化

東近江消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。また、県は、町、医療関係者等と連携し、原子力災害医療に関する訓練を実施する。

コメントの追加 [A16]: 県計画（原子力編）p36 上段

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

安定ヨウ素剤の服用基準や配布方法、備蓄体制について、今後の原子力災害対策指針等の改定の動向をみて検討する。また、これらについて医療機関との連携を強化する。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より県と相互に密接な情報交換を行う。

第6 物資の備蓄、調達、供給活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

コメントの追加 [A17]: 防災基本計画 p278

また、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

コメントの追加 [A18]: 防災基本計画 p278

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 町は、県と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等を明

確にする。

- 2 町は、地震や水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、広報車両等の設備、装備の整備を図る。
- 3 町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- 4 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制を整備する。
- 5 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制を整備する。

第10節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- 1 町は、国、県および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - (1) 放射性物質および放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力施設の概要に関すること
 - (3) 避難施設等の位置
 - (4) 原子力災害とその特性に関すること
 - (5) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
 - (6) 滋賀県の平常時における環境放射線の状況に関すること
 - (7) 緊急時に、町、国および県等が講じる対策の内容に関すること
 - (8) 屋内退避や避難に関すること（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
 - (9) 避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。以下同じ。）及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること
 - (10) 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること
 - (11) 緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
 - (12) 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
 - (13) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 2 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。また、町内小中学校においては、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 町は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- 4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

コメントの追加 [A19]: 防災基本計画 p274

()内部分は p269

コメントの追加 [A20]: 県計画（原子力編）p38 下段

- 5 町は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する。

第 11 節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第 12 節 防災業務関係者の人材育成

町は、国および県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が職員や消防団員など防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成を図る。

また、国、県および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。

- 1 原子力防災体制および組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 5 放射性物質および放射線のモニタリング実施方法、機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報および大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること
- 6 緊急時に町、県および国等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- 8 放射線原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 9 その他緊急時対応に関すること

第 13 節 防災訓練等の実施

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定および協力

- 1 町は、県、国、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を共同して実施するための計画を策定する。
- 2 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置運営訓練

(2) ~~対策拠点施設~~緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への参集訓練

(3) 緊急時通信連絡訓練

(4) 緊急時モニタリング訓練

(5) 原子力災害医療訓練

(6) 住民等に対する情報伝達訓練

(7) 周辺住民避難訓練

(8) 人命救助活動訓練

(9) 避難中継所設置訓練

- 3 町は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、県、国、原子力事業者およびその他防災関係機関と連携して、住民避難訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第3 総合的な防災訓練への参加

町は、県と連携し、原子力防災会議・原子力規制委員会および所在県が原災法第13条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練への参加に努める。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

町は、防災訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、県、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組む。さらに、必要に応じ、訓練方法および事後評価の方法の見直しを行う。

コメントの追加 [A21]: 県計画（原子力編）p40 中段

コメントの追加 [A22]: 県計画（原子力編）p40 中段

第5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を滋賀県防災危機管理局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

また町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第15節 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国および県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

第1 計画の方針

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、県、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であることから、原子力災害の事象に応じた本町と各防災関係機関の情報収集連絡体制およびその内容について定める。

第2 施設敷地緊急事態等発生情報等の収集

町は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が以下により、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、または県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室が情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

この場合、町は、県より情報収集事態の発生を認知した旨の連絡を受ける。

コメントの追加 [A23]: 県計画（原子力編）p42 下段

2 警戒事態が発生した場合

(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部へ連絡するとともに、県をはじめ関係地方公共団体その他関係機関等への連絡に備えるものとする。

コメントの追加 [A24]: 県計画（原子力編）p43 上段

(2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

コメントの追加 [A25]: 県計画（原子力編）p43 上段

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民などであって、施設敷地緊急事態の段階で避難などの予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

ア→要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（~~イ~~イまたは~~ウ~~ウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ→妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ→安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

- (3) 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から通報・連絡を受けた事項について、連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに所在県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、所在市町村、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めることとされている。

- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部および公衆に連絡するものとされている。また、PAZ を含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ を含む市町村に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ 外の区域を管轄する市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- (3) 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

・PAZ を含む市町村と同様の情報を、UPZ を含む市に連絡

・UPZ を含む市に連絡する際には、PAZ 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

- (4) 原子力保安検査官・原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- (1) 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急

コメントの追加 [A26]: 県計画（原子力編）p43 中段

コメントの追加 [A27]: 県計画（原子力編）p43 中段

コメントの追加 [A28]: 県計画（原子力編）p43 下段

コメントの追加 [A29]: 県計画（原子力編）p43 下段

コメントの追加 [A30]: 県計画（原子力編）p44 上段

コメントの追加 [A31]: 県計画（原子力編）p44 中段

事態発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官および上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うこととされている。

- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官、原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者等に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

コメントの追加 [A32]: 県計画（原子力編）p44 中段

第3 応急対策活動情報等の連絡等

町は、原子力事業者による緊急通報の後において、県が、以下により国、福井県のおよび原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急通報後の状況の把握に努める。

1 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行なった後の経過状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。

また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県、関係周辺市および原子力防災専門官に対して行う。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況および事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

コメントの追加 [A33]: 県計画（原子力編）p44 下段

(2) 国（原子力規制委員会）との連絡

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

(3) 関係周辺市等との連絡

県は、関係周辺市等との間において、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(4) 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にすることとされている。

3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に

同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- (2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、~~対策拠点施設（オフサイトセンター）~~に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。

- (3) 県は、~~対策拠点施設（オフサイトセンター）~~に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。

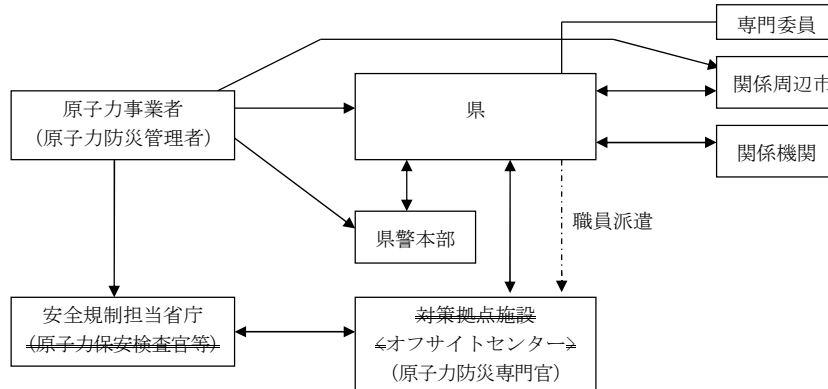
- (4) 県は、関係周辺市等との間において、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。

- (5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、~~対策拠点施設（オフサイトセンター）~~において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

コメントの追加 [A34]: R7 防災基本計画 p268 下段
「対策拠点施設」は全て「オフサイトセンター」と表記することになった

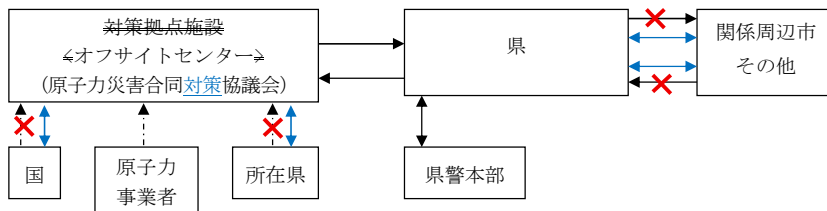
■ 各連絡系統図

(1) 施設敷地緊急事態発生時



コメントの追加 [A35]: 県計画（原子力編）p46 図

(2) 全面緊急事態宣言発出後発生時



コメントの追加 [A36]: 県計画（原子力編）p46 図

第5 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係周辺市町に連絡する。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線
ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

なお、災害時には衛星携帯電話が有効であるため、町は、衛星携帯電話の整備を図る。

コメントの追加 [A37]: 県計画（原子力編）p46 中段

第6 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報を迅速に把握する。

第7 地震発生時の連絡等

原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、あるいは原子力事業所に設置される地震計が震度 5 弱相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について、異常の有無に関わらず、県に連絡する。

第3節 活動体制の確立

第1 町の活動体制

1 動員体制

職員の動員配備の基準は、暫定として次表に示すとおりとする。今後、県地域防災計画の見直しにより、町の配備体制も見直す必要があると考えられるため、今後検討を進め改定する。

配備レベル	配備体制
情報収集事態【フェーズ1】 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき(福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く)。 (2) 滋賀県に原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (3) その他くらし安全環境課長が警戒配備体制を決定したとき。	警戒態勢 本部長 くらし安全環境課長 他管理職 担当職員
警戒事態【フェーズ2】 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または 福井県津波予報区において 大津波警報が発表されたとき。 (2) 滋賀県に原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 滋賀県に原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 本部長 第1配備員 関係職員
施設敷地緊急事態【フェーズ3】(原災法10条)特定事象 (1) 滋賀県に原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (2) 滋賀県に原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 本部長 第1・第2配備員 関係職員
全面緊急事態【フェーズ4】(原災法15条)緊急事態宣言 (1) 滋賀県に原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	全職員

2 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

(1) 警戒配備体制の決定基準

福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したことを確認もしくは連絡を受けた場合、原子力規制委員会から情報収集事態の発生したことの連絡を受けた場合、またはくらし安全環境課長が必要と認めた場合、警戒態勢を決定する。

(2) 業務内容

関係する職員は、県と連携を図りそれぞれの担当に係る情報の収集を行う。

(3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

警戒配備体制を決定した場合、町は、県、町防災会議構成団体にその旨を連絡する。

(4) 警戒配備の解除基準

- ① 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ③ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき
- ② 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。
- ④ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置

町は、県および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害警戒本部を設置する。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、愛知川本庁舎内とする。

(4) 災害警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなると認めたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

4 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準

- ① 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- ② 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- ④ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

町は、県が施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合または施設敷地緊急事態発生のおそれがあると県知事が認めた場合は、県、国および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害対策本部を設置する。

(3) 運営、その他に関する事項

ア 本部室等設置の場所

コメントの追加 [A38]: 251014 メールによる修正

① 本部室は、原則として愛知県庁舎内に置く。

② 本部事務局は、本部室に併設する。

イ 町本部の標識等

① 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識（看板）を掲げる。

② 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

ウ 本部室の設備等

① 警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、福祉班から送受した「避難行動要支援対象者名簿」を加える。

② 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。

③ 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の要配慮者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

④ 東近江行政組合消防本部は、町本部が設置されたときは、消防無線従事者を移動系2局（市町村波・県内共通波）とともに直ちに町本部に派遣する。

エ 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、処理票に基づき整理する。

オ 記録担当

本部事務局は、記録担当者を置き、町本部の活動状況を整理・記録する。

カ 広報担当

本部事務局は、広報担当者を置き、災害情報の管理一元化を図り、総務班とともに報道機関等への広報に対応する。

キ 無線担当

東近江行政組合消防本部は、本部室に消防無線従事者を派遣し、無線従事者は、各種災害情報の無線連絡に対応する。

ク 防災担当

本部室に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

ケ 情報交換

町本部および東近江行政組合消防本部は、町防災行政無線および消防無線等により、密接な情報連絡を行う。

(4) 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと認めたとき。

コメントの追加 [A39]: 251014 メールによる修正

町災害対策本部の組織構成

コメントの追加 [A40]: 一般対策編と同じ
後日、最終版を貼付

5 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制

国では、全面緊急事態に至った場合、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、町においては、本節4に定める町の災害対策本部を継続する。

6 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等を行う。

第2 応援要請および職員の派遣要請等

1 応援要請

町は、緊急事態応急対策の実施にあたり、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第4 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第5 原子力事業者との連携

1 応援

町は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。

また、要請を受けた原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画などに基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- ・発電所内の状況に関する情報提供、環境放射線モニタリング、避難中継所運営を支援する要員の派遣、輸送手段の提供

→ ~~その他県および関係周辺市が実施する緊急事態応急対策~~

2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理

避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。

コメントの追加 [A41]: 県計画（原子力編）p54 下段

第6 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた次の基準に基づき行う。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

- (2) 町は県と連携または独自に職員の被ばく管理を行う。

- (3) 町の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

- (4) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

- (5) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 住民等への的確な情報伝達・相談活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられることが想定されるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- 1 町は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をお

さえるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

- 2 町は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- 3 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。
- 4 町は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあう。
- 5 町は、情報伝達に当たって、タウンメール、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう体制を整備する。
 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- 6 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

また、町は、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに被災者等の安否について住民等から照会があったときは、権利利益を不当に侵害することのないように配慮するため体制を整備する。また、なお、住民等のニーズを見極めた上で、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカ一行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努め、努める。情報の収集・整理・発信を行う。

コメントの追加 [A42]: 県計画（原子力編）p57 上段

コメントの追加 [A43]: 県計画（原子力編）p57 中段

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「0IL と防護措置」が定められている。

その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。

県はこの方針に従って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るとされており、本町についてもこれに従う。

第2 防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表1のとおりである。

この防護措置基準等は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

町では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

コメントの追加 [A44]: 県計画 p62

別表 1 OIL と防護措置について（原子力災害対策指針を基に愛荘町で一部修正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 [※]	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{*6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 屋内退避の防護措置の実施

1 町がとるべき措置

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、内閣総理大臣もしくは県により屋内退避が決定され指示を受けたときは、速やかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- (1) 町の災害対策本部からの緊急通報であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- (4) 応急対策の状況および今後とるべき措置
- (5) 屋内退避措置をとることおよび対象地区
- (6) 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
- (7) 飲食物等の摂取制限に関する事項
- (8) その他必要事項

※屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および町の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および町と連携を図り、保護者等へ連絡する。

コメントの追加 [A45]: 原子力災害対策指針（R7.10.3）
p26 中段

第5 避難等及び一時移転の防護措置の実施

UPZ 外である本町においては、放射性物質の放出後については UPZ における対応と同様、緊急時モニタリングにより OIL 1 又は OIL 2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する。

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、県、町を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える。

1 町がとるべき措置

- (1) 指定避難所の開設および指定避難所の決定

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、内閣総理大臣もしくは県により避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、指定避難所を開設するとともに、避難路を決定する。

- (2) 町から住民への指示・伝達

町は、上記 1 (1) の指示を受けたときは、速やかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 町災害対策本部からの緊急通報であること

コメントの追加 [A46]: 原子力災害対策指針（R7.10.3）
p25 中段

- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- ④ 講じている対策および今後とるべき措置
- ⑤ 避難の対象地区
- ⑥ 集合場所、指定避難所
- ⑦ 輸送手段等、避難の具体的な手順
- ⑧ 避難に当たっての注意事項
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

町は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておく。

(4) 指定避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により指定避難所まで輸送するが、町は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知する。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡する。

また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプター等による輸送を県に対して要請する。

(5) 避難所責任者の派遣

町は、避難の措置をとったときは、直ちに各指定避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせる。

(6) 指定避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て指定避難所の運営を行う。

指定避難所の運営については町防災計画（一般編）第3部第6章第1節「7.避難者の受入れ」による。

(7) 避難措置の実施状況の把握等

町は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等して、避難の実施状況把握を行う。

町は、併せて、指定避難所における安否情報、緊急に必要とする飲食物および生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、指定避難所、町および県との間を相互で伝達することにより、指定避難所の円滑な運営に努める。

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および町の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い児

童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および町と連携を図り、保護者等へ連絡する。

第6 広域一時滞在

町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。

第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査および簡易除染を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。県は、避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難、一時移転において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）の避難退域時検査および原子力災害医療の提供を判断するための検査ならびに検査結果に応じた OIL に基づく除染を行う。

コメントの追加 [A47]: 県計画（原子力編）p64 上段

コメントの追加 [A48]: 原子力災害対策指針（R7. 10. 3）
p28 下段

第8 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期および服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

コメントの追加 [A49]: 県計画（原子力編）p64 中段

(1) 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

(2) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難、一時移転と併せて行うこととされている。

コメントの追加 [A50]: 原子力災害対策指針（R7. 10. 3）
p28 上段

(3) 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、医療従事者等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者等を立ち合わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第9 甲状腺被ばく線量モニタリング

甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施しなければならない。県は、協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、次に示す甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

コメントの追加 [A51]: 原子力災害対策指針（R7. 10. 3）
p29 下段

(i) 対象とする者

対象とする者は、OIL に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。

第 108—要配慮者への配慮

- 1 町が避難対象区域となった場合は、県および関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- 2 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

第 119—学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または町に対し速やかにその旨を連絡する。

第 124—不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第 134—警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第 142—飲食物、生活必需品等の供給

- 1 町は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮す

るとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

- 2 町が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- 3 町が被災した場合、町および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第 1549—放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

町域において、発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、国が「計画的避難区域」等を設定した場合（事故発生後 1 年間の線量が 20mSv を越える地点が存在）、県の指示に従い、避難行動をとる。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の円滑な実施

町は、必要があるときは、県および県警察本部と協議・調整して関係周辺市および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材
- (2) 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- (3) 災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材
- (4) 指定避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、県および関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、人員、車両に不足が生じたときは、県および関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域となった場合もしくは近隣市町が避難対象区域となった場合、町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 町は、国および県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 2 町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

第8節 救助・救急および医療活動

第1 救助・救急および消火活動

- 1 町が避難対象区域となった場合、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県または

原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

- 2 町が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 町が避難対象区域となった場合、町内の消防力では対処できないと判断したときは、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意する。
 - (1) 救急・救助の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
 - (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - (3) 町への進入経路および集結（待機）場所
など

第2 原子力災害医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第9節 治安の確保および火災の予防

町は、応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期する。特に、避難のための立ち退きの指示等を行なった地域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国および県と協力の上、応急対策実施区域およびその周辺における火災予防に努める。

第10節 避難住民の受入れおよび自発的支援の受入れ等

町は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

また、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

第1 避難住民の受入れ

町は、避難してきた住民の氏名、年齢、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出（スクリーニング）を行い、必要であれば内部被ばくの確認もしくは被ばく医療ができる病院へ搬送できる体制を県と連携して整える。また、指定避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、県と協力し除染体制を整備し除染を行う。また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

第2 ボランティアの受入れ

町は、県および関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに高齢者・障がい者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

第3 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町が被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とする。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分を行う。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 町が避難対象区域となった場合、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。
- 2 町が避難対象区域となった場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、県と連携し、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、避難区域等の設定を見直した場合、その旨を県に報告する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、県と連携を図り、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関および原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリング結果を収集し、その結果を速やかに公表する。

第6節 影響調査の実施等

第1 災害地域住民の記録

町は、避難および屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況等の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置および事後対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 町は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。
- 2 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 町は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 4 町は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行う。

第9節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。

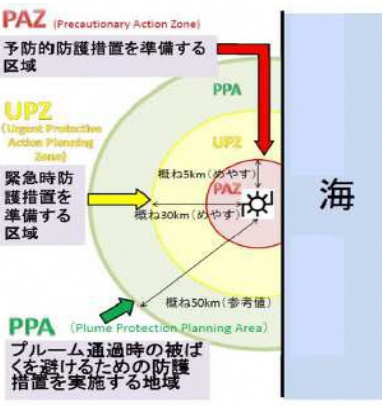
用語集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。 1 実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設（製錬、加工、再処理、廃棄施設）、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。 2 実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。 3 核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
EAL (緊急時対応レベル:Emergency Action Level)	EAL (Emergency Action Level) とは、原子力発電所において、事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。 EALレベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じこめ機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。
OIL (運用上の介入レベル:Operational Intervention Level)	OIL (Operational Intervention Level) とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベルをいう。 OILは、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。 OILとしては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利

	点があると同時に、建家の有する遮へい効果および気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
オフサイトセンター (緊急事態応急対策 拠点施設)	オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の23ヵ所が指定されている。 事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
か	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。 外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線および中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタ リング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。
空間線量率 (空気吸収線量率)	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）およびμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。
グレイ（Gy）	グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策 協議会	原災法第23条に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部および市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関および事業者などで構成する。
原子力災害対策特別	1999年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対

措置法	策の抜本的強化をはかるために 1999 年 12 月 17 日に制定され、2000 年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置ならびに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護する。 この法律は東北地方太平洋沖地震（平成 23 年（2011 年）3 月 11 日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、原子力規制委員会による見直しを経て平成 24 年（2012 年）9 月 19 日に改正された。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力災害対策業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第 9 条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事および市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力災害対策組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力災害対策訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。
原子力防災専門官	原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省または経済産業省の職員として、文部科学省または経済産業省が指定した原子力事業所の所在する緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐し、原子力事業所に係る業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定および原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備および予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。
さ	
災害対策基本法	1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体およびその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧など

	の措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発およびこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 実効線量 (Sv) = Σ (等価線量 (Sv) × 組織荷重係数)
cpm (シーピーエム：カウント・パー・ミニット)	表面汚染を測定するGM管式サーベイメータは、cpm (シーピーエム：カウント・パー・ミニット) という単位で放射線の数を読み取り、cpmは1分間に計測された放射線の数を表示する。
重大事故	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第4条によると、炉心の著しい損傷および核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷をいう。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv) である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 - 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 - 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 - 管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 - 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 - 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 - 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、

	経口摂取、経皮摂取がある。
は	
PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）	重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行なっておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEAの国際基準において、PAZは3～5km（5kmが推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5km」とする。  原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 原子力災害対策指針検討ワーキンググループ（第7回会合）防WG第7-3-2号 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（案）より抜粋
被ばく経路	原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらし、また、放射性物質を含む空気への吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
ベクレル（Bq）	放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を出している放射性物質の放射能の強さ。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。
や	

UPZ (緊急防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone)	UPZ (Urgent Protective action Planning Zone) とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル (OIL)、緊急時活動レベル (EAL) 等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。 実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね30km」とされる。 原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲としてPAZとUPZが掲げられているが、滋賀県にはPAZが無いため、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲についてもUPZとしている。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

参考文献

- ・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004年、一部(EAL, OIL およびUPZ)は2013年版。
- ・(財)高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 ATOMICA」<http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会 原子力災害対策指針検討ワーキンググループ「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方(中間取りまとめに盛り込むべき事項)(案)」平成24年1月